

令和2年11月30日

## 第6回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 6 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 2 年 11 月 30 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 30 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 31 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 32 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 33 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 34 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 35 号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 3 報告第 5 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (20 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主事 原 成実

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を  
務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)  
それでは、これより第 6 回農業委員会総会を始めます。  
欠席届が、議席番号 6 番、若井泰志委員、10 番、千野俊輔委員、17 番、  
稲波忠昭委員、23 番、田中豊委員、4 人の方から提出されておりますが、  
長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、  
会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において、議席

番号4番、諸橋昇一委員、7番、粉川一夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第 2 議案第30号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。議案第30号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明いたします。

議案書の3ページから7ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は28件でございます。

1番から16番は売買による所有権移転、17番から22番は贈与による所有権移転、23番から28番は交換による所有権移転であります。

なお、17番につきましては、社会福祉法人がその事業の目的のために農地を取得する場合で、例外的に許可できるものでございます。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 では、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第30号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第31号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第31号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書の9ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域の1件でございます。

1番、十日町の田について、砂利採取排水路用地として一時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を令和3年10月17日まで延長するものでございます。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第31号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第32号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第32号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、寺泊地域1件、計2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において11月20日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊吉の畑について、農機具格納庫及び倉庫建築敷地として利用するものであります。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊吉集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。



が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、滝谷町の田畑について、資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの計画であります。申請地は、JR越後滝谷駅から300メートル以内の区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

3番、寺泊五分一の畑について、倉庫建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和2年12月20日までの計画であります。申請地は、JR桐原駅から300メートル以内の区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

4番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年12月10日から令和3年3月31日までの計画であります。申請地は、土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、金沢4丁目の畑について、庭敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年6月30日までの計画であります。申請地は、第一種中高層住居専用地域として都市計画法による用途地域が定められているため第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

6番、水沢の畑について、車庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和2年12月1日から令和3年3月30日までの計画であります。申請地は、水沢集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

7番、才津東町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年2月10日から令和3年5月30日までの計画であります。申請地は、市街化区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地

であることから、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、大荒戸町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和2年12月1日から令和3年4月30日までの計画であります。申請地は、大荒戸町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第33号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第34号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第34号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは1件の申出がありました。本案件は、譲渡人からの農地売却依頼に基づき、地区担当委員の方から地域の認定農業

者に声をかけていただき成立した売買です。

次の、利用権設定・移転、中間管理権設定（公社借入）、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配布させていただきましたので、併せてご確認ください。

それでは、議案書の19ページの内訳表をご覧ください。今月の利用権の設定、移転は、6件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が4件、使用貸借権設定が2件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは15件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が13件、使用貸借権設定が2件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは15件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が13件、使用貸借権設定が2件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いいたします。

以上、計37件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第34号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長 異議なしの声が聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第35号 農用地利用配分計画案の決定について  
議長 議案第35号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の23ページから25ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

このたびは17件の申出があり、全て賃借権移転となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手へ貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第35号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第3、報告第5号 農地法の届出通知等についてを議題とします。  
事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について4件を27ページに、5条の届出について23件を28ページから31ページに、18条合意解約について5件を32ページに、利用権解約について33件を33ページから38ページに、中間管理権の解約について7件を39ページ、40ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 ご苦労さまでした。

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第6回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時30分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年11月30日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	欠	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	欠	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">20人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td></td> <td></td> <td>諸橋昇一 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>粉川一夫 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	20人			議事録署名委員	欠席委員	人	4人			諸橋昇一 委員		計	24人			粉川一夫 委員
出席委員	人	20人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	4人			諸橋昇一 委員																		
	計	24人			粉川一夫 委員																		